

深川市公平委員会規則に関する様式例の準用について

平成31年3月11日
組合公平委員会委員長 決裁

- 1 北空知衛生センター組合公平委員会に、次に掲げる深川市公平委員会規則に関する様式例を準用するものとする。
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則に基づく措置の要求等に関する様式例(平成11年深川市公平委員会制定)
 - (2) 不利益処分についての不服申立てに関する規則に関する様式例(平成11年深川市公平委員会制定)
- 2 前項の規定により深川市公平委員会規則に関する様式例を準用する場合において、同項各号に掲げる深川市公平委員会規則に関する様式例のそれぞれの規定中「深川市公平委員会」とあるのは「北空知衛生センター組合公平委員会」と、「深公委」とあるのは「北衛セ公委」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替えは、公平委員会が別に定める。